

		ユニット型介護老人保健施設		
		ユニット型介護老人保健施設	ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設	ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設
		※基本的には通常の介護老人保健施設の規定を準用	※サテライト型小規模老人介護老人保健施設の規定を準用	※医療機関併設型小規模老人介護老人保健施設の規定を準用
1	入所定員	—	29人以下	29人以下
2	勤務体制	・日中については、ユニットごとに常時1名、夜間・深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を配置		
	人員 ユニットリーダー	・ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置が必要		
3	施設 ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室と共同生活室により構成 ・定員はおおむね10人以下 		
	①療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・1室の定員は原則1人（13.2㎡以上を標準） ・夫婦利用の2人部屋については21.3㎡以上 ・ユニットの共同生活室に隣接しているか、隣接している療養室に隣接している必要がある 		
	②共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属し入所者が交流、日常生活を営むにふさわしい場所 ・ユニット定員×2㎡以上 ・必要な設備、備品（テーブル、椅子） ・他ユニットの入所者が当該共同生活室を通過することなく他の場所へ移動することが可能であること ・必要備品を備えた状態で、車椅子が支障なく通行できる形状 		
	洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい ・ただし、共同生活室ごとに適当数を設置でも可（2箇所以上の設置が望ましい） 		
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設けることが望ましい。 		
4	設備 廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は通常同様だが、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、幅1.5m以上も可 		